

機関継続検査における確認検査に関する事項

改正要領

登録規則細則
鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

機関継続検査における確認検査に関する事項

改正理由

本会規則では、機関継続検査に関し、主機タービンのロータ等一部の機器を除き、機関及び装置は保守整備計画に従い機関長による自主開放点検を行い、その後検査員による確認検査を行うことで、検査員立会による開放検査に代えることができる旨規定している。

当該確認検査の時期は、自主開放点検日以降の最初の定期的検査完了日までに行う旨規定しており、当該定期的検査の際に諸事情により確認検査の申込みがなかった場合には、上記取扱いが適用されないこととなっている。

このため、自主開放点検後 1 回目の定期的検査における確認検査の申込みを促進するべく船級維持検査の申込書の様式を改めた。また、諸事情により確認検査の申込みがなかった場合に対応できるよう確認検査の時期に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 船級維持検査の申込書に、機関継続検査の申込みを促す注記を加えた。
- (2) 自主開放点検日以降の最初の定期的検査完了日より後に申請のあった確認検査であっても、開放点検期日以前であれば、自主開放点検後 2 回目の定期的検査の完了日まで実施して差し支えない旨規定した。

改正条項

登録規則細則付録 1
鋼船規則検査要領 B 編 B9.1.2
高速船規則検査要領 2 編 3.10.2